

21中監第43号  
平成21年9月3日

中央区長 矢田美英様

中央区監査委員	井上和雄
同	梅田源一
同	青木幸子

平成20年度中央区健全化判断比率等  
の審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成20年度中央区健全化判断比率等について審査した結果、次のとおり意見を付します。

# 平成20年度中央区健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の対象

平成20年度中央区健全化判断比率(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2条で定義する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のことをいう。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成21年8月3日から平成21年8月31日まで

## 第3 審査の方法

平成20年度中央区健全化判断比率及び健全化判断比率等算定様式の計数については、企画部企画財政課所管の関係諸帳簿及び証拠書類によって審査した。

## 第4 審査の結果

平成20年度中央区健全化判断比率及び健全化判断比率等算定様式の計数については、いずれも誤りがないことを確認した。

平成20年度決算に基づく中央区健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
平成20年度決算による値	— (△7.06)	— (△8.60)	4.3	— (△103.6)

なお、平成20年度決算における本区早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
早 期 健 全 化 基 準	11.34	16.34	25.0	350.0
財 政 再 生 基 準	20.00	40.00	35.0	